

○財務省告示第二百六十二号

国債の発行等に関する省令（昭和五十七年大蔵省令第三十号）第五条第十一項の規定に基づき、平成二十七年七月十五日に発行した利付国債の発行条件等を次のとおり告示する。

平成二十七年八月七日

財務大臣 麻生 太郎

一 名称及び記号 利付国庫債券（二年）（第三百五十四回）

二 発行の根拠 特別会計に関する法律（平成十九年法律第二十三号）第四十六条第一項及び第六十二条第一項
三 振替法の適用 社債、株式等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号）以下「振替法」という。）の規定

四 発行方法 振替機関は日本銀行とする。その適用を受けるものとし、その価格を競争に付して行われる入札（以下「価格競争入札」という。）による発行（以下「価格競争入札発行」という。）の競争入札と同時に行われる入札であつて、価格競争入札において募集の決定を受けた各申込みの応募価格を募入額により加重平均して得られる価格をその発行価格とするものによる発行（以下「非競争入札発行」という。）及び価格競争入札と同時に行われる入札であつて、財務大臣が各国債

五

方募

イ

入 価 法 入
札 格 競 決
発 競 争 定
行 争 の

ロ

札 非
発 競
行 争
入

ハ

国 債 市 場
特 別 参 加
者 ・ 第 I
非 価 格 競
争 入 札 発 競
行 争 額

六

イ

入 価 行
札 格 競
発 競 争
行 争 額

ロ

札 非
発 競
行 争
入

市場特別参加者のごとに応募限度
 額を定め参加者による発行（I）
 下国債市場特別参加者による発行（I）
 非価格競争入札発行（I）
 各申込みのうちの応募額を価格の高い
 ものからそのうち応募額を順次割り
 当ててみる。応募額を案分により
 各申し込みの範囲内におけるとの申
 込みに応じ、各債市場特別参加者との申

円額で二兆三千二百七億
 うち、特別会計に關する法律第
 四十六條第一項の規定に基づき
 発行した金額は、千四百六十億
 六千九百九十億に達し、千九百
 六十三年の十月三十一日現在、千
 九百九十億に達し、千九百九十
 八年十月三十一日現在、千九百九
 十億に達し、千九百九十八年十月
 三十一日現在、千九百九十八億
 八千九百九十億に達し、千九百九
 十八年十月三十一日現在、千九百
 九十八億八千九百九十億に達し、
 特別会計に關する法律第四十六
 條第一項の規定に基づき、千九百
 九十八年十月三十一日現在、千九
 百九十八億八千九百九十億に達し、
 特別会計に關する法律第四十六條
 第一項の規定に基づき、千九百九
 十八年十月三十一日現在、千九百
 九十八億八千九百九十億に達し、

十 十
三 二

初 利 発 競
期 行 争
利 入
子 率 札

年〇・一パーセント
平成二十八年一月十五日を支払
期とし、次の算式により算出し
た金額を支払う。ただし、支払
期が銀行休業日に当たるとき
は、その翌営業日に支払う。以
下、次号及び第十五号において
規定する期日について同じ。
$$\frac{\text{額面金額} \times 0.1}{100} \times \frac{1}{2}$$

十 四

後 第
の 二
利 期
子 以

毎年一月十五日及び七月十五日
を支払う。前各支払期におい

十 五

償 還
金 限

平成十九年七月十五日

十 六

償 還
金 額

日本銀行額百円につき百円

十 七

元 利
金 支

財務大臣から通知を受けた者

十 八

入 札
参 加

平成二十七年七月十五日

十 九

払 込
期 日